

「令和8年度「いわし」「にしん」及び「さば」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方		
	意見概要	御意見に対する考え
1	同じ魚でも生のものと乾燥したものとでは、大きく重量が異なることから、輸入割当数量の算定においても、区別して扱うべきではないか？	御意見ありがとうございます。 水産物の輸入割当制度においては、品目ごとの輸入実態や制度運営上の必要性等を踏まえ、輸入割当数量の管理を行っています。 いただいたご意見に関しましては、輸入実態等を踏まえまして、必要に応じて算定方法の見直しを検討してまいります。
2	本案では、イワシ、ニシン、サバの輸入割当数量が例年と同一の水準で設定されていますが、これらの魚種は資源量の変動が大きく、国産漁獲量も年によって大きく上下しています。 にもかかわらず、輸入割当数量が毎年固定的に維持されている点について、水産資源の持続的利用および国内水産業の発展の観点から懸念を持っています。 輸入割当は経済産業省の所管、資源管理は農林水産省の所管と、制度が縦割りで運用されているため、割当数量が資源状況や国内漁業の実態と連動していない構造的な問題があります。 本来、国産資源が豊漁の年には輸入割当を抑制し、不漁の年には国内需給を補うために柔軟に調整することが望ましいはずですが、現状では両省の協議が形式的にとどまり、実質的な政策調整が行われていないように見受けられます。 また、輸入割当枠は 上限 であり、実際の輸入量は枠を使い切らない年も多いことから、割当数量の固定化は国内資源の保全にも、国内漁業の価格安定にも十分に寄与していません。 国内加工業者の原料確保という目的は理解しますが、水産資源の持続的利用と国内漁業の競争力維持の観点も同時に考慮されるべきです。 つきましては、経済産業省と農林水産省が、資源評価、漁獲量、国内需給を踏まえた実質的な協議を行い、輸入割当数量を資源状況と連動させる仕組みの検討を進めることを求めます。 両省の連携強化は、資源の持続的利用、国内漁業の安定、加工業者の原料確保の三者を バランスよく実現するために不可欠と考えます。	御意見ありがとうございます。 水産物の輸入割当数量については、毎年度、水産資源の状況、国内需給に加え、制度目的等を総合的に勘案し、経済産業省と農林水産省の間での協議を経て設定しています。 今後とも適切な制度運営に努めてまいります。
3	経済産業省 貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室 パブリックコメント担当 御中 標記の意見公募(令和8年度「いわし」の輸入割当てについて(案)、同「にしん」の輸入割当てについて(案)、同「さば」の輸入割当てについて(案))について、是々非々の立場から以下のとおり意見を提出します。 #### 1. 改正案(輸入発表案)の基本的方向性に対する評価(是とする点) 輸入貿易管理令に基づき、「いわし」「にしん」「さば」について輸入割当限度数量を定め、商社割当て(実績・追加実績)、需要者割当て、漁業者割当て、先着順割当て等の方式で管理する方針自体は、国内水産資源の持続的利用と需給調整の観点から合理的です。 特に、自己の名と計算による輸入通関実績を重視し、消化率要件(原則80%以上)を課し、枠貸し防止の観点から保税地域内売買を原則認めない点は、適正な輸入秩序の維持に寄与します。電子申請への移行推進や、原産地制限の明確化も、手続の効率化とトレーサビリティ向上として評価できます。これらの基本枠組みは支持します。 #### 2. 資源管理と関連する重大な懸念・改善提案(非とする点) 一方で、輸入割当制度の運用だけでは、我が国周辺海域の水産資源を真に守るには不十分です。資源の乱獲・密猟が外国人・移民等によって深刻化している実態を踏まえれば、割当数量の設定や申請資格の厳格化と同時に、以下の措置を強く求めます。これらは輸入管理と不可分の国家資源安全保障上の課題です。 ##### (1) 移民による不法密猟・乱獲の禁止 我が国の排他的経済水域や沿岸域において、外国人・移民による不法密猟・乱獲(特にいわし・にしん・さばを含む沿岸資源)が報告されています。これらは国内漁業者の生業を脅かし、輸入割当の前提となる資源量そのものを毀損します。 よって、輸入割当制度の運用に際し、原産地・輸入経路の一層の厳格確認を求めるとともに、国内における外国人・移民による水産資源の不法採取・乱獲を徹底禁止し、罰則強化と監視体制の拡充を関連省庁と連携して実施すべきです。割当案の「資源管理」の趣旨を実質化するため不可欠です。 ##### (2) 移民受け入れの全面廃止 水産資源の持続可能性は、国内人口・労働力構造と密接に関連します。無秩序な移民受け入れは、漁業・水産加工現場への安価な労働力流入を通じて過密操業や規則無視の誘因となり、乱獲圧力を高めます。また、社会的コスト増大は資源管理予算を圧迫します。 よって、移民受け入れ政策を全面的に廃止し、外国人労働者・定住者の新規受け入れを原則停止することを、水産資源管理政策の前提として明確にすべきです。輸入割当を国内自給力強化の一環と位置づける以上、人口・労働政策との整合を求めます。 ##### (3) 書類送検歴・犯罪歴のある者、結婚を帰化理由とする者の離婚後の帰化取消し及び強制送還 帰化後に犯罪(密漁・乱獲を含む水産関連犯罪、その他一般犯罪)を犯した者、書類送検歴のある者、および結婚を主たる理由として帰化した後に離婚した者については、帰化を取り消し、強制送還を徹底すべきです。これらは資源管理ルールの遵守意識が低い事例を生み、制度の信頼性を損ないます。 輸入割当申請資格においても、申請者・関係者に対し、犯罪歴・送検歴の有無を厳格に審査する仕組みを導入し、該当者を排除することを求めます。結婚帰化後の離婚事例についても、国籍法上の取消しを積極運用し、資源・社会秩序を守る措置として位置づけてください。 #### 3. 総合的な意見(是々非々のまとめ) 輸入割当制度の継続・適正運用という「是」の部分は支持します。数量設定や申請手続の厳格化は必要です。しかし、それだけに止まり、移民・外国人による密猟・乱獲、移民受け入れそのもの、帰化後の問題行動への対応を放置するのであれば、割当制度の効果は限定的です。 水産資源は国民共有の財産であり、輸入管理はその一端に過ぎません。資源の持続可能性を真に確保するためには、上記の移民・帰化関連措置を一体的に講じることが不可欠です。本案の最終決定および関連政策において、これらの点を十分に検討・反映されるよう強く要望します。 以上	御意見ありがとうございます。 我が国では、外国人漁業の規制に関する法律により、領海内での外国人による漁業を禁止するとともに、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律により、我が国排他的経済水域での外国人による漁業を許可制としています。外国人がこれらの法律に違反して水産動植物の採捕や漁業を行っている疑いがある場合、国内法令に基づき立入検査や捜査を行うことが可能であり、違反の事実が確認された外国人に対しては、拘禁や罰金刑に処す、あるいは操業許可の取消等の然るべき措置を講ずることとしています。
4	「令和8年度「いわし」の輸入割当てについて(案)」に対する意見 ・該当箇所 全体 ・意見内容 法人である事業者には法人番号の提出を行わせるようにすべきである。 ・理由 その方が行政機関(経済産業省以外も含む)の事務の能率向上に資するのではないかと思われるし、また公正性の向上にも多少の効果があるのではないかと思われるので。 なお、本案件だけでなく、輸出入関係事務においては、法人であるものには法人番号の提出を行わせた方が良いと考える。 「令和8度「にしん」の輸入割当てについて(案)」に対する意見 ・該当箇所 全体 ・意見内容 法人である事業者には法人番号の提出を行わせるようにすべきである。 ・理由 その方が行政機関(経済産業省以外も含む)の事務の能率向上に資するのではないかと思われるし、また公正性の向上にも多少の効果があるのではないかと思われるので。 なお、本案件だけでなく、輸出入関係事務においては、法人であるものには法人番号の提出を行わせた方が良いと考える。 「令和8度「さば」の輸入割当てについて(案)」に対する意見 ・該当箇所 全体 ・意見内容 法人である事業者には法人番号の提出を行わせるようにすべきである。 ・理由 その方が行政機関(経済産業省以外も含む)の事務の能率向上に資するのではないかと思われるし、また公正性の向上にも多少の効果があるのではないかと思われるので。 なお、本案件だけでなく、輸出入関係事務においては、法人であるものには法人番号の提出を行わせた方が良いと考える。	御意見ありがとうございます。 御提案いただいた法人番号の記載では、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。 今後、法人番号を把握することにより、審査で確認が必要となる情報が入手できるようになるのであれば、積極的に活用を検討して参ります。